

お客様各位 （普通免許（MT）希望者）

道路交通法施工規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令60号）により、2025年（令和7年）4月1日から普通免許を取得する際の教習カリキュラム（新法）が教習所により異なる事が予想されます。

当校においては、従来通りの教習方法により教習を実施致します。

4月1日以降は、以下のカリキュラム方法の教習所もあります。 （当校では、実施しません）

【従来通りの教習方法】	※概要	2025年 4月1日～【改正後の教習方法】	※概要
■ 普通免許（限定なし） 教習は全てMT車で実施 ※検定（仮免・本免）は、MT車で実施		■ 普通免許（限定なし） 教習は全てAT車で実施。その後MT車での教習 ※検定は、仮免⇒AT車、本免⇒AT車とMT車での実施	
■ 普通免許（AT限定） 教習は全てAT車で実施 ※検定（仮免・本免）は、AT車で実施		■ 普通免許（AT限定） 教習は全てAT車で実施 ※検定（仮免・本免）は、AT車で実施	

※取得する免許に応じた車両にて実施することで、教習を受講する皆様の教習への負担がかからないように検討しました。

改正後の教習方法による普通免許（限定なし）教習をご希望のお客様は、上記の方法に「限りなく似た方法」にて教習をご提案することも可能ですので、当校へ是非ご相談ください。

～ 提案内容 ～

普通免許（AT限定）取得後、8日以内にAT限定解除の教習にて入校申込

※8日以内とは、免許取得日含め8日以内の事。 **（当校が休校日の場合は、日数含まない）**

※8日以内にお申込みの方は、入学料金、適性検査料、写真代が免除になります。

期間を過ぎてからのお申込の場合は、通常の料金となります。

※提案内容による入校理由は、安全確認や法規走行の技量低下が少ないことが期待できる為、MT操作に集中できます。

取得してから時間が経過すると、安全確認不足や運転操作が「自己流」になる等、交通法規に基づく運転へ改善を図る為の技量負担が出てくる為、できる限り新カリキュラムと同等日数に近づける方法にて対応します。

免許取得後にMT教習（現行）を行うか、卒業検定前にMT教習（新法）を行うかが違います。

詳細につきましては、職員までお尋ねください。